

5・1 阪大抗議メーデー集会へ参加を ～人間らしい、生き生きした職場を取り戻そう！～

日時 2017年5月1日（月）昼休み12時～1時

場所 本部生協横・広場（吹田キャンパス）

主催 大学における労働・雇用のあり方を考える有志

関西圏大学非常勤講師組合 関西単一労働組合阪大分会

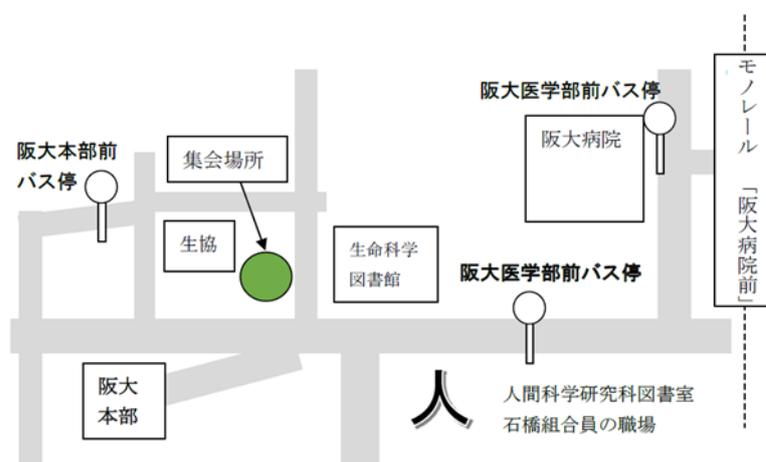
阪大で働く労働者の皆さん！

私たちは5・1 阪大抗議メーデー集会を、大阪大学で働く非常勤職員と非常勤講師、そして常勤職員の仲間たちと取り組みます。

現在、大阪大学は、安倍政権の「労働規制緩和」の最先端として、労働法なきに等しい労働者管理を推し進めています。昼休み休憩は労働者の権利として、労働基準法により義務づけられています。しかし、昼休み時間の照明は消され、そのもとで昼食をとられ、一方仕事に追いまわられています。長期非常勤職員を大量解雇し、非常勤講師を「準委任契約」として労働者性を認めず、非正規労働者の労働権・生存権を奪っています。私たちは、このように大阪大学で働く教職員労働者を分断差別する労働政策を認めることはできません。

また、大阪大学のレーザーエネルギー学研究中心が、米軍研究資金として計27万ドル（約3千万円）受け取り、兵器開発へ協力する大阪大学に対し抗議します。私たちは、戦争法制を許さず、憲法改悪に反対します。

私たちは現場で、小さくとも自力で非常勤職員差別撤廃と労働者の主権を取り戻すために、身分・職種・組合の枠を超えて繋がり、「おかしいことは、おかしい」と共に声をあげていこうと集まっています。一人の首切りも許さず、人間らしい生き生きとした職場を取り戻すために、共に団結しようではありませんか。多くの皆さんの結集を呼びかけます。



(連絡先) 関西圏大学非常勤講師組合 06-6763-3201 (江尻) 関西単一労働組合阪大分会 06-6303-0449

第1回控訴審法廷に、石橋組合員の意見陳述が響きわたる！

石橋組合員は、大阪地裁が12年働いてきた熟練労働者でも、有期雇用であれば「期間満了」で労働者から職を奪ってもよいとした判決を7分に渡って弾劾しました。裁判長が顔を上げて石橋組合員の意見に聞き耳を立てたのは、次のフレーズでした。「労働者から職を奪う」行為が、「解雇」ならば許されず、「雇止め」でも問題になるのに、「期間満了」であれば、あたかも「合法」かのようにとらえられ、許容されるということは「おかしい」、労働者から見れば、職を失うのは同じことなのだと述べたときでした。石橋組合員は12年間働き続けてきたということは、継続雇用されるだけの労働をしてきたのであり、大学の「雇用期限」を理由にした「解雇」は全く理由のない「解雇」だと強く訴えました。

今回で結審かと危機感をもって臨みましたが、次回裁判期日が入りました。それまでに、私たちは、愛知大学の金井幸子准教授の意見書と準備書面を提出します。意見書では、大阪地裁が無視した不更新条項について論究しています。大阪高裁に公平な裁判をおこなわせるために、署名活動も取り組みます。支援をよろしくお願いいたします。

第2回控訴審裁判・傍聴支援に結集を！6月2日（金）午前11時30分～大阪高裁 82号法廷
終了後、報告集会（大阪弁護士会館）

非常勤講師の労働者性を認めよ！雇用上限を撤廃せよ！通勤費実費支給を！

労契法18条無期転換申込み権発生（2018年4月から）により、5年上限を超え無期転換の大学が続出しています。また、労契法20条により常勤職員との労働条件格差是正を求めて多くの裁判が取りまわっています。働き続けたいと生きていけないのが労働者です。全国の闘っている非正規労働者とともに、声をあげていきましょう。

<全国の動き>

- ・東京大学は非常勤講師の労働者性を認める！
- ・千葉大学、岡山大学、山形大学など、無期転換申込み権を認め、5年上限を超えて雇用継続へ。
- ・京都大学は2005年3月31日時点で在職非常勤職員は定年まで雇用。
- ・徳島大学は2013年4月1日から雇用上限撤廃。
- ・文科省：「5年雇止めは労契法の趣旨に反する」
「（法人化前から働く非常勤職員は）無期雇用と同視できる可能性が高い」

<労働契約法(抜粋)>

第18条 無期契約への転換 有期雇用を繰り返し通算5年を超えたとき、労働者が申し込めば期間の定めのない「無期雇用契約」に転換できる。

第19条 「雇止め法理」の法定化 使用者が雇止め（契約未更新）することが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当で無い」場合、雇止めが認められない。

第20条 不合理な労働条件の禁止 契約期間の定めがあることを理由に、無期契約労働者と比べて不合理な労働条件（賃金、通勤手当、福利厚生等）を不合理に相違させることを禁止している。

